

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおりオープンカウンターによる見積り合せを行います。

令和8年2月9日

支出負担行為担当官

岐阜労働局総務部長 小宮山 彰浩

1 オープンカウンターに付する事項

(1) 件名

令和8年度 トナー等消耗品に係る単価契約（純正品：リソー）

(2) 調達内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による

2 オープンカウンターに参加するものに必要な資格に関する事項

(1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」で東海・北陸地域の競争参加資格を有する者又は当局が作成する随意契約登録者名簿に記載された者。

(4) 直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約すること。

(5) 上記1の（3）の履行期限内に確実に履行できる者であること。

3 仕様書の交付方法

岐阜労働局ホームページからダウンロード又は下記5（1）の場所にて手交する。

4 見積書の作成

(1) 見積者は、次の事項を記入した見積書を作成の上、提出すること。

一 宛名（「支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長」とすること。）

二 見積内容（品名、単価）

三 作成日

四 氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者氏名）

五 住所

(2) 見積書の様式は、任意とする。

(3) 見積書には、消費税及び地方消費税額を含めた金額を記載すること。（円未満の端数切捨）

(4) 履行に必要な全ての費用を考慮し、見積をすること。

5 見積書等提出場所及び提出期限

(1) 場所

〒500-8723

岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階

岐阜労働局 総務部 総務課 会計第一係

電話：058-245-8101 内線124

Mail：gifukyoku-kaikei124@mhlw.go.jp

(2) 提出方法

郵送・持参又はメールにより提出すること。

電信・電話等による提出は認めない。

(3) 提出期限：

令和8年2月27日 午後5時

(4) 提出書類：

見積書、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し（全省庁統一資格を取得しておらず、当局が作成する随意契約登録名簿に登録された者については、「競争参加資格等申告書」及び「誓約書」を提出すること。）

6 見積書の無効

本公示に示した参加資格のない者の見積、見積書に虚偽の記載をした者の見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

7 契約書作成の要否：要

契約締結日は令和8年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になつた場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

8 受注者の決定

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもつて有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

9 支払条件

業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

10 問い合わせ先

5 (1) と同じ。

以上公示する。

仕 様 書 (リソー)

件 名	令和8年度 トナー等消耗品に係る単価契約（純正品：リソー）												
契約締結日	令和8年4月1日												
契約履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。												
契約履行場所	別紙のうち納入を必要とする官署												
品 目	【仕様書別紙1】「トナー等購入予定数量一覧表」のとおり												
仕 様	<p>①トナー等購入予定数量一覧表の製品を指定して調達することとする。</p> <p>②グリーン購入法に適合した商品を納入することとする。</p> <p>③すべての品目について、メーカーの純正品に限ることとする。</p> <p>ただし、メーカー純正のリサイクルトナーカートリッジ等が存在し、安定供給が可能であれば、リサイクルトナーでの納品も可能であるが、その際は④の方式に基づき事前に書類を提出し、当方の承認を受けたうえで納品を行うこと。</p> <p>なお、書類の提出がない場合は、仕様に合致した品目であったとしても納品は認めないものとする。</p> <p>④リサイクルトナーがメーカーの純正であることを証明した書類を製造メーカーまたは、正規代理店等から証明を受けるものとし、参加資格の申込と同時に証明書類を提出すること。（証明書は、任意の様式とする。）</p>												
数 量	<p>【仕様書別紙1】「トナー等購入予定数量一覧表」のとおり。</p> <p>※あくまでも予定数量であるため、事務量の繁閑によっては数量に増減が起こる可能性があることについて了承すること。</p>												
発注方法 及 び 納期限	<p>①発注は、四半期の始まる前月（6月・9月・12月）の10日頃までに当方から契約業者に対し、品目及び納品官署ごとの発注数量を記載した発注書をファックスミリ又はメール等で送信するものとする。</p> <p>ただし、第1四半期分の発注については、令和8年4月1日以降速やかに行うこととする。</p> <p>②納期</p> <table> <tr> <td>第1四半期分</td> <td>：</td> <td>令和8年 4月 30日 (木)</td> </tr> <tr> <td>第2四半期分</td> <td>：</td> <td>令和8年 7月 1日 (水)</td> </tr> <tr> <td>第3四半期分</td> <td>：</td> <td>令和8年 10月 1日 (木)</td> </tr> <tr> <td>第4四半期分</td> <td>：</td> <td>令和9年 1月 4日 (月)</td> </tr> </table> <p>③上記、定期発注以外にも注文することがある。</p> <p>その際の納期及び品目並びに数量は、当方と話し合いのうえ定めることとする。</p>	第1四半期分	：	令和8年 4月 30日 (木)	第2四半期分	：	令和8年 7月 1日 (水)	第3四半期分	：	令和8年 10月 1日 (木)	第4四半期分	：	令和9年 1月 4日 (月)
第1四半期分	：	令和8年 4月 30日 (木)											
第2四半期分	：	令和8年 7月 1日 (水)											
第3四半期分	：	令和8年 10月 1日 (木)											
第4四半期分	：	令和9年 1月 4日 (月)											

納品方法等	<p>①発注書に記載された官署ごとの品目及び数量を納品すること。 なお、納品は納入先官署の庶務担当者と調整することとし、原則的に土曜日及び日曜祝日、12月29日から1月3日を除く日に行うこととし、午前9時から午前12時または午後1時から午後5時までに行うこと。</p> <p>②納品の際は、納入先官署にそれぞれの納品書を交付し、品目、規格及び数量の検査を受けること。 担当者の検査において、数量及び品目に発注書と異なる物品が納品されたときは、早急に正しい内容で再納品すること。</p> <p>③納品時に、純正であることが確認できる書類（支出負担行為担当官岐阜労働局総務部長宛）を添付すること（例、メーカーの出荷証明書など）。</p> <p>④配送による納品も可能とするが、必ず梱包する箱等にわかりやすく納品書を同封すること。</p>
回収方法	<p>①使用済のトナーは、一定数量に達したところで、【仕様書別紙2】の官署から回収依頼を行う場合があるため、その都度担当者と日程等を調整し、回収すること。</p> <p>②契約期間中に依頼した使用済みのトナー等は他業者（前年度納入業者等）が納品したものであっても回収すること。</p> <p>③環境に配慮した方法にて回収及びマテリアルリサイクルを行うこととし、関係法令を遵守すること。</p>
留意事項	<p>①契約品目が製造中止等により提供できなくなる場合は、事前に当方に通知すること。また、提供できなくなった契約品目については、後続製品または同等以上の製品を同一の契約単価で応じること。 ただし、該当する製品がない場合はこの限りではない。</p> <p>②市場の急激な変化等の影響を受けて単価が著しく変動した場合は、双方話し合いのうえで契約単価を変更することがある。</p>
その他	<p>①配送費用は、契約業者の負担とする。</p> <p>②納入時は、騒音・振動等による周囲の影響については極力防止すること。建物、工作物等に損傷を与えた場合は、契約業者の負担において速やかに原形に復旧すること。通行人の安全を確保すること。</p> <p>③障害発生時の窓口は、契約業者とし、誠意を持って迅速に対応すること。</p> <p>④請求書は、発注ごとに作成するものとする。</p>

トナー等購入予定数量一覧表（純正品：リソー）

仕様書別紙1

種別	メーカー	使用機種	品名	仕様	年間	労働局							労働基準監督署					公共職業安定所														
						総務課	微収室	監督課	健安課	労災補償課	賃金室	医療係	安定部	助成金	電子申請	支援金	雇用室	岐阜署	大垣署	高山署	多治見署	関署	恵那署	八幡署	岐阜所	新卒応援	各務原	大垣所	多治見所	アラザ可児	高山所	恵那所
印刷機	リソー	リソグ ラZR670 リソグ ラSF935 II	印刷機用イク	F II タイプ（ブック）	295										1				1	100			20	60	37	24	36	12		2		
印刷機	リソー	RISO SD5630 リソグ ラMH635	印刷機用イク	F II タイプ（レット）	32															18			2	1	5	2	4					
印刷機	リソー	リソグ ラMF635 リソグ ラME635	印刷機用マスター	F II タイプ AS	115														1				40		10	16	23	8	12	4		1
				合計	442											1			1	2			1	158		32	77	65	32	50	20	3

納入先一覧

所属コード	納入先 (略称)	納入先	〒	住所
10	総務課	岐阜労働局 総務課	500-8723	岐阜市金竜町5-13 3階
12	徴収室	岐阜労働局 労働保険徴収室	500-8723	岐阜市金竜町5-13 3階
20	監督課	岐阜労働局 監督課	500-8723	岐阜市金竜町5-13 3階
21	健安課	岐阜労働局 健康安全課	500-8723	岐阜市金竜町5-13 3階
22	労災課	岐阜労働局 労災補償課	500-8723	岐阜市金竜町5-13 3階
23	賃金室	岐阜労働局 賃金室	500-8723	岐阜市金竜町5-13 3階
29	医療係	岐阜労働局 労災補償課医療係	500-8723	岐阜市金竜町5-13 5階
30	安定部	岐阜労働局 職業安定部	500-8723	岐阜市金竜町5-13 4階
37	助成金C	岐阜労働局 安定部 助成金センター	500-8842	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3階
38	電子申請C	岐阜労働局 安定部 電子申請事務センター	500-8842	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3階
40	雇均室	岐阜労働局 雇用環境・均等室	500-8723	岐阜市金竜町5-13 4階
110	岐阜署	岐阜労働基準監督署	500-8157	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3階
120	大垣署	大垣労働基準監督署	503-0893	大垣市藤江町1-1-1
130	高山署	高山労働基準監督署	506-0009	高山市花岡町3-6-6
140	多治見署	多治見労働基準監督署	507-0037	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎
150	関署	関労働基準監督署	501-3803	関市西本郷通3-1-15
160	恵那署	恵那労働基準監督署	509-7203	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎
170	八幡署	岐阜八幡労働基準監督署	501-4235	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎
210	岐阜所	岐阜公共職業安定所	500-8719	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎
218	各務原相談室	シティハローワーク各務原	504-0912	各務原市那加桜町2丁目186 産業文化センター5階
219	新卒応援	岐阜新卒応援ハローワーク	500-8844	岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37東棟2階
220	大垣所	大垣公共職業安定所	503-0893	大垣市藤江町1-1-8
221	揖斐所	大垣公共職業安定所 揖斐出張所	501-0605	揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1
230	多治見所	多治見公共職業安定所	507-0037	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎
239	プラザ可児	ハローワークプラザ可児	509-0214	可児市広見1-5 可児市総合会館1階
240	高山所	高山公共職業安定所	506-0053	高山市昭和町2-220 高山合同庁舎1階
250	恵那所	恵那公共職業安定所	509-7203	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎
260	関所	関公共職業安定所	501-3803	関市本郷通4-6-10
261	八幡所	関公共職業安定所 岐阜八幡出張所	501-4235	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎
270	美濃加茂所	美濃加茂公共職業安定所	505-0043	美濃加茂市深田町1-206-9
290	中津川所	中津川公共職業安定所	508-0045	中津川市かやの木町4-3

競争参加資格等に係る申告書

下記内容について申告いたします。

なお、この申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

記

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定（裏面参照）に該当しないこと。
- (2) 直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。
また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (7) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- (8) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (9) 前記（5）から（8）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条

一般競争参加者の資格

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき 会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第 2 項 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

誓 約 書

私

当社

は、下記 1 及び下記 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日を裏面に記載又は任意の様式により添付すること。

役員等名簿

令和 年 月 日現在

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日

※ 必要事項が記載されていれば、任意様式でも可